

沼津市役所庁舎玄関前をテークアウト販売用の スペースとして一部無償で貸出します

1 目的・概要

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている市内飲食店等に対し、販売を支援し、事業者と消費者をつなげる役割を担うことを目的に、沼津市役所玄関前を活用したテークアウト販売を令和3年10月8日(金)から下記のとおり実施します。

2 場 所

沼津市役所正面玄関前ピロティの一角（2.5m×2.5m、別紙1参照）

3 期 間

令和3年10月8日(金)から令和3年10月29日(金)まで
※土・日・祝日は除く。急遽、終了する場合がございます

4 時 間

午前10時から午後3時まで(準備、撤収時間を含)

5 出店料

無料

6 対象事業者

沼津市内で事業を営んでいる者、若しくは、沼津の資源を活用したものを取り扱う物産（飲食物等）など販売している者で、下記の要件を満たすもの。

- ア 来庁者の市役所の利用が著しく妨げられるものでないこと。
 - イ 市民に不快感や嫌悪感を生じさせるものでないこと。
 - ウ 勧誘や政治的又は宗教的な行為を目的とするものでないこと。
 - エ 施設を破損する恐れがなく、形状変更しないこと。
 - オ 青少年等に有害な影響を与える物販の提供等でないこと。また、取り扱う商品が、法令等のために違反しないこと。
 - カ 火器を取り扱わないこと。
 - キ 音響整備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- ※販売等に要する費用等はすべて事業者の負担とし、ピロティ東側広場（別紙1参照）に各事業者1台分の駐車スペースを設けます。

7 応募資格

- ア 実施に当たり法令により必要となる許可、資格等を有すること。
※飲食物等を販売する場合、その場で調理するものや開封して提供するものなどは禁止します。
- イ 沼津市暴力団排除条例（平成24年沼津市条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等と密接な関係を有しないこと。
- ウ 実施にあたり、主催者の指示に従うこと。

8 募集事業者数

1日あたり2事業者程度

9 応募方法

ア 応募申請書（第1号様式）を持参、郵送又はメールにて下記提出先にご提出ください。

※募集要項に対する質問は、平日9時から17時まで

受付期間 令和3年10月4日（月）午前9時から

提出先 沼津市観光戦略課に持参、郵送又はメールにて

〒410-8601静岡県沼津市御幸町16-1

沼津市役所観光戦略課宛て e-mail : kanko@city.numazu.lg.jp

10 事業者の決定

ア 事業者より応募があった場合、原則、先着順とします。

イ 応募から決定までの期間は概ね2営業日を要します。

※多くの事業者を支援することが目的のため、同一事業者による複数応募はお控えください。

また、あらかじめ調整等行うことをご了承ください。

11 出店のルール

ア 出店スペースで出たゴミは各自持ち帰り、出店終了後は原状復帰してください。

イ 出店時間は必ず厳守してください。

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐ観点から、食品等取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理を必ず実施してください。

出店前には体調チェック（体温測定など）を必ず行い、発熱等ある場合には出店をお控えください。

エ 購入待機列について、お客様同士の間隔を約1.5m空けて並ぶよう呼びかけをお願いします。

オ 販売にあたり、原則として食品表示法に基づく表示が必要となります。

12 その他

ア 事業者決定後に、市役所利用者等とトラブルが生じた場合などには、事業の決定を取り消すことがあります。

イ 出店権利を第三者に譲渡、又は転貸してはなりません。

ウ 強風などの悪天候により、事故の恐れがある場合には、当日であっても開催を中止にする場合があります。その際、準備にかかった費用等は全て事業者負担となりますので、あらかじめご了承ください。

エ 今回は、事業者のPRも併せて行うことから、店舗やおすすめ商品等の情報をご提供いただければ、沼津観光ポータルなどを活用し、紹介します。

（テキスト、画像対応可）

オ 食品表示法等の詳細につきましては、東部保健所衛生薬務課までご確認ください。

（東部保健所衛生薬務課 電話：055-920-2102）

13 問い合わせ先

沼津市観光戦略課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1 沼津市役所5階

電話：055-934-4747（直通） e-mail : kanko@city.numazu.lg.jp